公告第　5　号

公示送達書

公　　示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第２０条の２の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和　8　年　11　月　18　日

兵庫県但馬県民局長
（豊岡県税事務所）

記

書類の根拠法令	送達を受けるべき者の氏名	備　　考
地方税法第166条第１項	株式会社　ソレイユ	

（税 21000）